

令和4年1月27日

三次市産業振興部商工観光課

三次市中小事業者月次支援金の実施について (新たに「2月」を対象)

新型コロナウイルス感染拡大により、「まん延防止等重点措置」の期間が2月20日まで延長されたことに伴い、三次市中小事業者月次支援金について、新たに「2月」を対象月として実施します。

対象期間 令和4年1月～2月

対象事業者 三次市内に本店を有する中小法人・個人事業者（全業種）
※ただし、広島県感染拡大防止協力支援金の受給者を除く

支給上限額 中小法人 (上限) 10万円/月
個人事業者 (上限) 5万円/月

支給要件 令和4年1月・2月の各月における売上額が、平成31(2019)年から令和3(2021)年のいずれかの同月比で、20%以上30%未満減少していること。
※30%以上売上が減少した事業者は、県の支援が対象となります。
(別紙参照)

申請期間 令和4年2月1日(火)～令和4年3月31日(木)
※申請は、各月ごと又は2月分をまとめても、どちらでも受け付けます。

本件に関するお問い合わせ先



三次市産業振興部 商工観光課 商工労働・企業誘致係
(担当/呑谷・正廣)

電話番号:0824-62-6171 FAX番号:0824-64-0172

E-mail: shoukou@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

三次市中小事業者月次支援金について

■ 1ヵ月当たりの受給額（イメージ）

【令和3年5月～10月対象事業】

国と県の月次支援金に，三次市独自で対象の追加

〈県〉 中小企業者等 上限 20万円（中小法人） 上限 10万円（個人事業者）		
〈国〉 中小企業者等 上限 20万円（中小法人等） 上限 10万円（個人事業者）	〈県〉 中小企業者等 上限 20万円（中小法人） 上限 10万円（個人事業者）	〈三次市〉 中小企業者等 上限 10万円（中小法人） 上限 5万円（個人事業者）
売上減少 50%以上	売上減少 30%以上～50%未満	売上減少 20%以上～30%未満



【令和4年1月～2月対象事業】

国の月次支援金がなくなったため，県は独自支援制度を創設（事業復活支援金と両方受給可）

三次市は，中小事業者月次支援金を継続し，国・県の対象外の20%以上30%未満を支援

〈県〉 中小企業者等 上限 20万円（中小法人） 上限 10万円（個人事業者）		
事業復活支援金 〈国〉 中小企業者等 上限 20～50万円（中小法人等） 上限 10万円（個人事業者）	〈県〉 中小企業者等 上限 8万円（中小法人） 上限 4万円（個人事業者）	〈三次市〉 中小企業者等 上限 10万円（中小法人） 上限 5万円（個人事業者）
	事業復活支援金 〈国〉 中小企業者等 上限 12～30万円（中小法人等） 上限 6万円（個人事業者）	
売上減少 50%以上	売上減少 30%以上～50%未満	売上減少 20%以上～30%未満